

## 1. 計画策定の背景

---

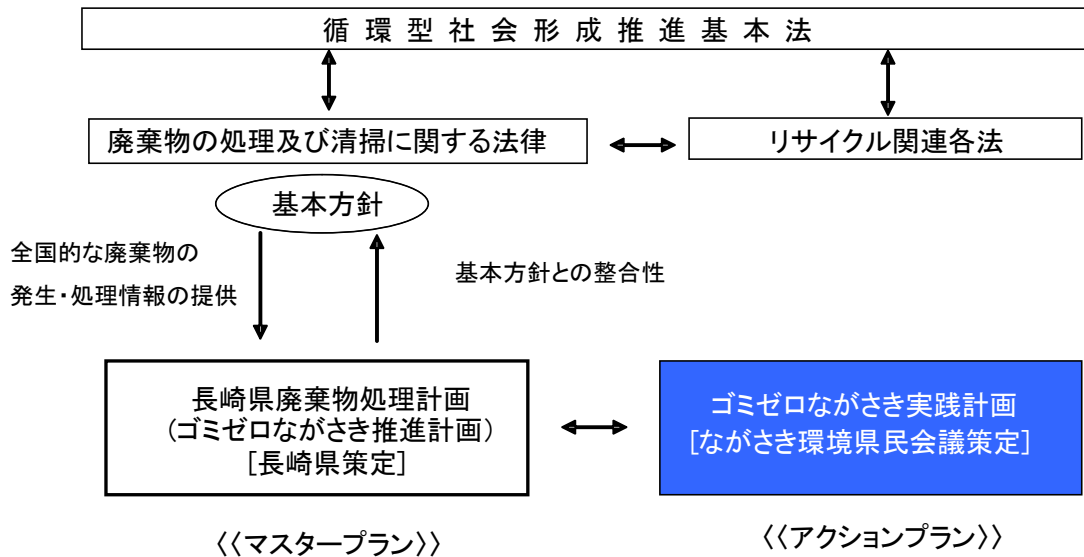
これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、わたしたちの生活に物質的な豊かさや便利さをもたらしてきました。しかしその結果、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大、さらには地球温暖化を始めとする地球規模の環境問題が生じています。

これらの問題を解決するためには、これまでの社会経済のあり方やライフスタイルを見直した上で、何よりもまず資源を有効に利用して製品等が廃棄物等（焼却処分）になることを抑制するとともに、廃棄物等のうち有用なもの（循環資源）については適正な循環利用（再使用、再生利用、熱回収）を促進し、循環利用が行えない廃棄物等については適正に処分するという考え方を定着させ、できる限り天然資源の消費の抑制や環境負荷の低減を図り、循環型社会への転換を進めていくことが必要です。

その際、地球温暖化対策の実施も喫緊の課題であることから、二酸化炭素の排出が少ない脱炭素社会形成推進の観点にも配慮した取組を進めていく必要があります、そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりに一層つながるものとなります。

したがって、この循環型社会への転換を進めていくためには、行政だけでなく、県民、事業者、NPOや大学等が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと、県民運動として取組を実践していくことが重要であり、そのネットワークの中心的な役割を果たすのが、事業者や消費者・市民団体、学識関係、行政などで構成される「ながさき環境県民会議」です。

このゴミゼロながさき実践計画は、ごみのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」の形成のため、県民・事業者・行政が互いに連携・協力し、長崎県廃棄物処理計画に掲げる目標の達成のために取り組む具体的な活動指針として、ながさき環境県民会議が策定するもので、県民会議が主体となって進行管理を行う計画です。



## 2. 長崎県廃棄物処理計画（概要）

### （1）策定の趣旨

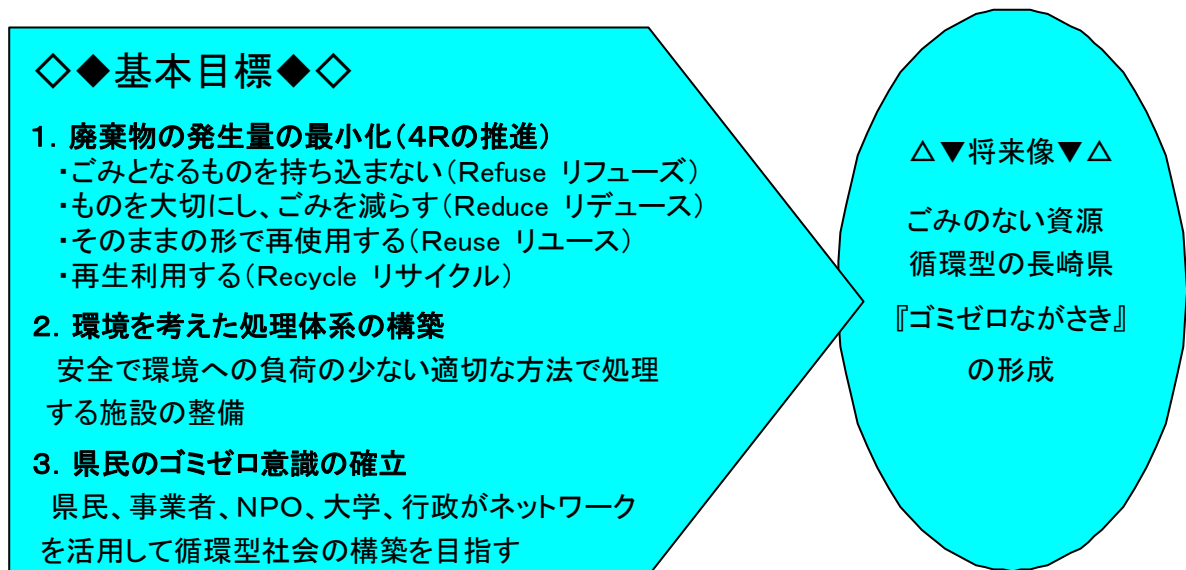
長崎県廃棄物処理計画は、循環型社会形成推進基本法の理念に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定により知事が定める計画であり、本県における廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として5年ごとに策定するもので、現在の第5次長崎県廃棄物処理計画は、令和3年3月に策定されました。

### （2）計画期間

令和3年度～令和7年度（5か年間）（目標年度：令和7年度）

### （3）将来像及び基本目標

本県の目指す将来像を実現するため、3つの基本目標を柱にして、各種取組を実施することとしています。



#### (4) 数値目標

	一般廃棄物		産業廃棄物	
	令和元年度 〈基準年度〉	令和7年度 〈目標値〉	令和元年度 〈基準年度〉	令和7年度 〈目標値〉
排出量	969 g/人・日 (479 千ト)	900 g/人・日 (421 千ト)	4,868 千ト	4,868 千ト
再生利用率 (再生利用量)	16% (75 千ト)	20% (89 千ト)	64% (3,117 千ト)	66% (3,213 千ト)

### 3. 県民、事業者、NPO、大学、行政の役割分担

---

廃棄物（ごみ）の発生を抑え、減量化し、再生利用等を進めるには、県民、事業者、NPO、大学、行政がそれぞれの責任の下、確実に取組を実施していくことが重要です。

そのため、県ではそれぞれが役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して、具体的な取組を実践し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成することを目的としてながさき環境県民会議を設立しました。

同県民会議では、各実施主体が減量化やリサイクルを実践するための具体的な活動指針となるゴミゼロながさき実践計画を策定し、県民・事業者・行政が一体となって各種事業を展開します。

### 4. ながさき環境県民会議

---

(1) 設 立：平成24年4月24日

(2) 委員数：53名（事業者（関係団体含）35名、学識者等5名、行政5名、  
公募委員8名）

(3) 所掌事務

- ①持続可能な社会形成のための行動計画の策定及びその推進に関すること
- ②県民意識の向上その他脱炭素社会及び循環型社会の構築の推進に必要な事項に関すること

## 5. ゴミゼロながさき実践計画（概要）

ゴミゼロながさき実践計画は、長崎県が目指す将来像、「ごみのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」の形成のため、県民・事業者・行政（県や市町）が互いに連携・協力し、各々の役割分担に応じて目標実現に取り組む具体的な活動指針です。

令和3年3月に廃棄物処理のマスタープランである第5次長崎県廃棄物処理計画が新たに策定されたことに伴い、ゴミゼロながさき実践計画を新たに策定しました。

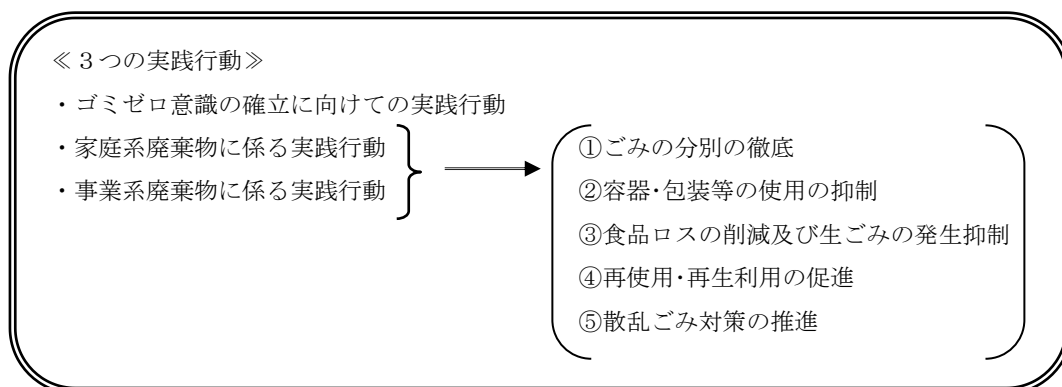
### （1）計画の期間、目標年次

実践計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とし、令和7年度を目標年次とします。なお、目標年次以降も取組は継続して実施します。

また、毎年度、実践計画に基づく活動目標の設定及びその検証・評価を行っており、順次実践計画の追加、修正を行います。

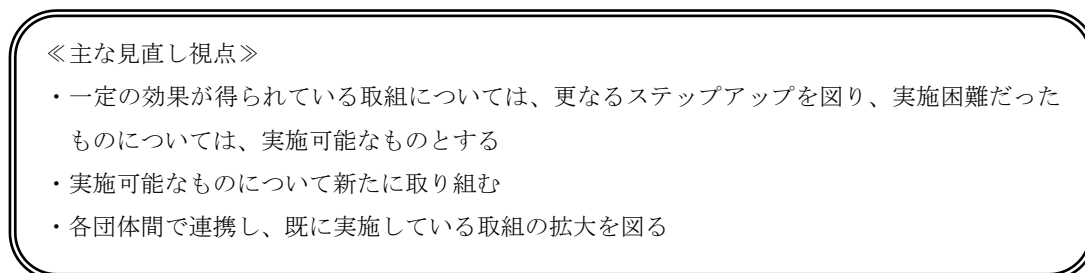
### （2）計画項目

実践計画では、計画項目として、ごみ減量化・リサイクルを推進するための基本となる次の3つの実践行動とながさき環境県民会議が主体となって展開する「ゴミゼロ県民運動」を示しました。



### （3）実践行動

具体的な実践行動は、ながさき環境県民会議の参加団体が、これまでの取組結果等を踏まえ次の視点から実践行動の見直しを行い、各主体が定めたものです。



策定の結果、合計 377 の具体的な実践行動（ゴミゼロ意識の確立 88、家庭系廃棄物 111、事業系廃棄物 178）を設定しました。

また、毎年度、ながさき環境県民会議においてその活動を検証していくため、実践行動ごとの取組目標をできる限り数値化しました。

なお、「プラスチック 4R 運動」「食品ロス及び生ごみの発生抑制に関する活動」「事業系古紙リサイクルの推進」の 3 つの実践行動については、団体間の連携を図りながさき環境県民会議全体で取り組むこととし、「ゴミゼロ県民運動」の展開において具体的な「取組ネットワークの構築」を示しました。

《実践行動》

計画項目	主な実践行動	目標等
<b>ゴミゼロ意識の確立に向けた実践行動</b>	・環境フォーラムや講習会、学習会、ゴミ処理施設やリサイクルセンターの見学会等の開催	各地区 年 1 回
	・環境マネジメント構築を支援する人の常時配置	常時 2 人
<b>家庭系廃棄物に係る実践行動</b>		
①ごみの分別の徹底	・住民団体や事業者と協力し、ごみの分別の徹底に関する実践行動	年 10 回
	・自治会等による古紙回収の促進	随時
②容器・包装等の使用の抑制	・簡易包装の推進を図る	随時
	・マイバッグを持参する	随時
③食品ロスの削減及び生ごみの発生抑制	・生ごみの水切りを行う ・食材の使いきりやエコクッキングを心掛ける	随時
	・食品廃棄物の再生利用や減量化のための情報提供を行う	随時
④再使用・再生利用の促進	・フリーマーケットやバザー等の開催の促進	随時
	・マイバッグの製作指導	随時
⑤散乱ごみ対策の推進	・事業所周辺を社員清掃する ・ポイ捨てをしない意識の徹底	毎月
<b>事業系廃棄物に係る実践行動</b>	・自主行動計画の策定	
	・ISO14001、E A21 等の認証取得の推進	
	・事業系古紙の回収システムの推進	
	・農業用廃プラスチック類の回収	回収率 90%
	・漁業用廃プラスチック類のリサイクル推進	
	・食品廃棄物の飼料化・堆肥化の促進	
	・機密文書リサイクルの推進	

「ゴミゼロ県民運動」 の展開	・ゴミゼロながさき宣言
	・取組のネットワークの構築
	・各種イベント等の展開
	・ながさき環境県民会議表彰の活用

ゴミゼロながさき実践計画は、ながさき環境県民会議の参加団体を中心として、県民、事業者、NPO、大学、行政の役割分担の下に事業を展開していくこととしておりますが、ごみの減量化・リサイクルの推進のためには、「県民一人ひとりが『もったいない精神』を発揮し、ごみに対する意識を持った生活」を送っていただくことが最も重要と考えています。

